

## 第 3 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

### 第3回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月17日（金） 午後2時から午後2時43分まで
- 2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	9番	白 岩 勝
10番	柴 田 ますみ	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		
- 5 欠席農業委員

8番	安 田 友 一	11番	鎌 田 悦 雄
----	---------	-----	---------
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第7 議案第10号 農用地利用集積計画(令和4年度第12号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主 査	幸 野 善 寿
主 査	鈴 木 百 愛	主 査	岡 部 洋 介
主 任	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子
- 8 書 記

主 任	廣 嶋 孝 祐
-----	---------
- 9 議事録署名委員

14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳
-----	-------	-----	-------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和5年第3回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。8番安田友一委員と11番鎌田悦雄委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日は、傍聴人として1名の方がいらっしゃっています。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、14番藤田修委員と15番加藤淳委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「第1回秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (伊藤副参事)	<p><b>【会務報告2の報告】</b></p>

議	長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第83回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。
		<b>【会務報告3の報告】</b>
		次に、会務報告4の「令和4年度第2回秋田市「人・農地プラン」検討委員会」につきましては、10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員		<b>【会務報告4の報告】</b>
議	長	次に、会務報告5の「令和4年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員		<b>【会務報告5の報告】</b>
議	長	次に、会務報告6の「第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウムおよび令和4年度女性委員のための農業者年金セミナー」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員		<b>【会務報告6の報告】</b>
議	長	次に、会務報告7の「農業委員会タブレット端末操作研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)		<b>【会務報告7の報告】</b>
議	長	次に、会務報告8の「令和4年度第3回農地利用最適化委員会」につきましては、1番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1番佐々木英久委員		<b>【会務報告8の報告】</b>
議	長	次に、会務報告9の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)		<b>【会務報告9から13までの報告】</b>
議	長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただき

議 長	<p>ます。</p> <p>はじめに、日程第4、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (稲葉主席主査)	<p>議案書1ページおよび2ページの3件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢により経営縮小を進めており、隣接した農地を耕作し経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買を行うこととなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>下限面積について、譲受後の経営面積は、10,653平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業経験・技術がなく、農地の処分を希望したことから、当該地の保全管理を行っており経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>下限面積について、譲受後の経営面積は、10,364平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は申請地に隣接した農地を耕作しており、申請地を取得し経営面積の拡大を希望したことから、譲渡人と売買を行うこととなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>下限面積について、譲受後の経営面積は、7,980平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら3件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それではここで現地調査の報告ですが、案件1番について現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。</p>
19番加賀屋慎一委員	<p>19番加賀屋です。2月21日、荻原推進委員から連絡を受け、何ら問題ないとのことでしたので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>次に、案件 2 番について現地調査を行った藤島卓也推進委員から報告を受けた私から報告いたします。</p> <p>譲受人は専業農家であり、何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続いて、案件 3 番について現地調査を行った吉田孝司推進委員から報告を受けた13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。吉田推進委員から連絡を受け、何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、3 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第 4、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、3 件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
事 務 局 ( 岡 部 主 査 )	<p>次に、日程第 5、議案第 8 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 岡 部 主 査 )	<p>それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 です。申請人は[ ]外 1 名。施設の概要は駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の 1 ページおよび 2 ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、申請者は、現在使用している車庫が狭く、新しく駐車場を確保する必要があることから、自宅と隣接した当該地を選定、転用しようとするものです。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第 1 種農地です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和 5 年 4 月 15 日まで。被害防除について、排水計画は雨水は自然流下とします。</p> <p>なお、転用案件のうち 30 アールを超える農地や、30 アール以下でも農用地区域内農地、第 1 種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第 2 種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号 1 について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上</p>

事務局 (岡部主査)	です。
議長	それではここで、現地調査を行った齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた4番鈴木昇会長職務代理者から報告をお願いします。
4番鈴木昇会長職務代理者	4番鈴木です。現地は私も知っている場所で、転用することについて何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。  次に、日程第6、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	それでは、議案書の4ページをご覧ください。 番号1です。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は資材置場、工事中通路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、転用事業者は橋梁耐震補強工事に伴い、資材を搬入するための工事中通路および資材置場として施工現場に近接した当該地を選定、一時転用しようとするものです。 立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農地区分は農用地区域内農地です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績は有。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年6月30日まで。被害防除について、隣接に対する措置として仮設フェンスを設置し、排水計画は雨水は自然流下とします。説明は以上です。
議長	それではここで、現地調査を行った藤島岳洋推進委員から報告を受けた3番関正美委員から報告をお願いします。

3 番 関 正 美 委 員	3 番 関 だ す。 藤 島 推 進 委 員 か ら、 現 地 調 査 終 了 後 に 連 絡 を 受 け、 何 ら 問 題 な い と の こ と で し た の で、 よ ろ し く ご 審 議 を お 願 い い た し ま す。
議 長	そ れ で は、 質 疑 を 行 い ま す。 ご 質 問、 ご 意 見 が あ る 方 は お 願 い い た し ま す。
一 同	な し。
議 長	ご 質 問 等 が な い よ う で す の で、 採 決 に 入 り ま す。 今 回 は、 県 農 業 会 議 へ の 諮 問 の 必 要 が な い 案 件 で す。 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 関 す る 件、 1 件 を 許 可 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。
一 同	異 議 な し。
議 長	「 異 議 な し 」 の 声 が あ り ま し た の で、 日 程 第 6、 議 案 第 9 号、 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 関 す る 件、 1 件 を 許 可 す る こ と に 決 定 い た し ま す。  次 に、 日 程 第 7、 議 案 第 10 号、 農 用 地 利 用 集 積 計 画 ( 令 和 4 年 度 第 12 号 ) に 関 す る 件 を 上 程 し ま す。 事 務 局 か ら 説 明 を お 願 い し ま す。
事 務 局 ( 廣 嶋 主 任 )	は じ め に、 所 有 権 移 転 に つ い て 説 明 い た し ま す。 議 案 書 は 6 ペ ー ジ か ら 9 ペ ー ジ ま で で す。 番 号 1。 譲 受 人 は [ ]。 譲 渡 人 は [ ]。 耕 作 面 積、 耕 作 者 数、 土 地 の 所 在、 地 目、 面 積 等、 10 ア ー ル 当 た り の 対 価 は、 議 案 書 に 記 載 の と お り で す。 こ れ を 含 む 合 計 10 件 の う ち、 贈 与 が 3 件、 売 買 が 7 件 で す。 続 き ま し て、 利 用 権 設 定 に つ い て 説 明 い た し ま す。 議 案 書 は 10 ペ ー ジ か ら 66 ペ ー ジ ま で で す。 番 号 1。 借 り 手 は [ ]。 貸 し 手 は [ ]。 土 地 の 所 在、 地 目、 面 積、 10 ア ー ル 当 た り の 対 価、 契 約 期 間 等 は、 議 案 書 に 記 載 の と お り で す。 こ れ を 含 む 合 計 61 件 の う ち、 議 案 書 42 ペ ー ジ 以 降 の 20 件 は、 農 地 中 間 管 理 事 業 に よ る 利 用 権 設 定 で す。 以 上、 令 和 4 年 度 第 12 号 に 関 す る 案 件 に つ い て は、 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 18 条 第 3 項 の 各 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ま す。 説 明 は 以 上 で す。
議 長	そ れ で は、 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に つ い て 質 疑 を 行 い ま す。 ご 質 問、 ご 意 見 が あ る 方 は お 願 い い た し ま す。
一 同	な し。
議 長	ご 質 問 等 が な い よ う で す の で、 採 決 に 入 り ま す。 は じ め に、 所 有 権 移 転 に つ い て 採 決 い た し ま す。
議 長	こ れ ら の 案 件 に つ き ま し て、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。



一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。  次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件4番の1件について採決を行います。 14番の藤田修委員の退席をお願いします。  【14番 藤田修委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の4番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件4番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。 14番の藤田修委員の着席をお願いします。  【14番 藤田修委員着席】
議	長	それでは、次に案件28番から31番までの4件について採決を行います。 7番の佐々木繁明委員の退席をお願いします。  【7番 佐々木繁明委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の28番から31番までの4件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件28番から31番までの4件について、原案のとおり決定することにいたします。 7番の佐々木繁明委員の着席をお願いします。  【7番 佐々木繁明委員着席】
議	長	次に、議事参与案件であった、4番と28番から31番までの4件を除いた1番から61番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、4番と28番から31番までの4件を

議	<p data-bbox="371 172 1422 248">長 除いた 1 番から 61 番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p data-bbox="371 293 1422 369">以上により、日程第 7、議案第 10 号、農用地利用集積計画（令和 4 年度第 12 号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p data-bbox="371 414 1422 490">これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p data-bbox="1118 528 1406 566" style="text-align: right;">（午後 2 時 43 分終了）</p>
---	--